第7回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和3年6月21日(月)午後1時30分

会場 塩川ふるさと会館 2階 ホール

- 2 委員定数 19名
- 3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 齋藤 澄子

委員

1番 高橋 忠一 2番 高野 進 3番 渡部 清孝

4番 小沢 勝則 5番 武藤 常雄 6番 二瓶 崇

7番 菊地 貴 8番 山口 久人 9番 大津 康男

10番 小林千代松 11番 平田 恭一 12番 木戸 賢治

13番 木村富士男 14番 小林 博行 15番 菅井 大輔

16番 岩崎 茂治 17番 佐藤 光伸

4. 本日の総会に欠席通告した委員 なし

- 5. 本日の総会に遅参通告した委員なし
- 6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第13号 会務報告について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 農用地利用集積計画について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋喜一郎

次長兼農地係長 詍 高 文 信

熱塩加納総合支所産業建設課 (農業委員会事務局職員併任)

副主任主査 齋藤清孝

塩川総合支所産業建設課(農業委員会事務局職員併任)

主 査 佐藤崇史

山都総合支所産業建設課 (農業委員会事務局職員併任)

主 事 安部吉晃

高郷総合支所産業建設課 (農業委員会事務局職員併任)

主 査 小林さおり

9. 会議の概要

○会長(あいさつ)

本日の総会には、報告2件、議案3件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申 しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第7回喜多方市農業委員会 総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、11番 平田恭一委員、12番 木戸賢 治委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第13号及び報告第14号の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第13号 会務報告について

○事務局(高橋事務局長)

[1件を朗読、説明。]

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局(詍高次長兼農地係長、各支所担当)

[5件を朗読、説明。]

○議長

それではここで、報告第13号及び報告第14号の報告事項について、 ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第13号及び報告第14号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第13号及び報告第14号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局(詍高次長兼農地係長) 〔権利設定1件、所有権移転4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、権利設定のNo. 1 については、13番 木村富士男委員、所有権移転のNo. 1 については、

13番 木村富士男委員、No.2 については、16番 岩崎茂治委員、No.3、No.4 については、8番 山口久人委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

[権利設定のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明]

13番木村です。案件No.1についてご報告いたします。去る6月6日午前9時から設定人の〇〇〇さん、被設定人の〇〇〇さん、熊倉地区の推進委員の武藤さん、私の4人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。現地は山の中にあり、隣接地は耕作放棄されておりましたが、申請地はしっかりと耕作管理されておりましたので、特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

[所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明]

13番木村です。案件No.1についてご報告いたします。去る6月6日午前8時半から譲受人の○○○さん、熊倉地区の推進委員の武藤さん、私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人は東京在住であり、欠席しております。申請地は、○○○さんのご自宅の隣にありまして、以前から荒らさないということが条件で○○○さんが耕作しておりました。譲渡人は東京在住で喜多方に戻る予定がないため、手放したいとのことでした。隣接する田んぼは水路があり、周辺に支障を及ぼす恐れはないと判断いたしました。以上です。

○岩崎茂治委員

[所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明]

16番岩崎です。案件No. 2についてご報告いたします。去る6月6日午後4時半から両名にお会いしてお話を伺いました。内容の聞き取りの結果、譲渡人が終活のために整理をしたいということでした。本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

— 5 ——

○山口久人委員

[所有権移転のNo.3、No.4について、現地調査の結果並びに補足説明] 8番山口です。案件No.3、4についてですが、交換であるため、一度にご報告させていただきます。6月5日午前9時から譲渡人の息子さんと譲受人の両名にお会いし、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は、どちらも所有地に隣接しており、かねてから耕作しておりました。今回、譲渡人が93歳でありまして、整理しておきたいということで申請が上がってきたものです。本申請に伴う権利の取得については、今までも耕作していたということから周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第26号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第26号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可

申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局(詍高次長兼農地係長、各支所担当) 「権利設定2件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、権利設定のNo. 1については、1番 高橋忠一委員、No. 2については、10番 小林千代松委員、所有権移転のNo. 1については、1番 高橋忠一委員、No. 2については、9番 大津康男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

[権利設定のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明]

1番高橋です。案件No.1についてご報告いたします。去る6月10日午前9時40分より現地調査並びに聞き取り調査を行いました。小林農業委員、芥川推進委員、事務局より次長、私の4名で確認しました。隣接地は全て申請人の土地でありまして、問題はないと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

[権利設定のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明]

10番小林です。案件No. 2についてご報告いたします。去る6月10日午前9時半ごろより、高橋農業委員、芥川推進委員、事務局より次長、私の4名で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。西側は家庭菜園、南側は土手を挟んでおりますので日照不足等の心配はありません。雨水についても東側に側溝があり、排水は合併浄化槽を設置し、東側側溝へ流すということで特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕 1番高橋です。案件No.1についてご報告いたします。去る6月10日午前 9時より、小林農業委員、芥川推進委員、事務局より次長、私の4名で確認しました。こちらは住宅街で、隣接地は全て住宅でしたので、特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○大津康男委員

[所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明]

9番大津です。案件No. 2についてご報告いたします。去る6月11日午前9時10分より譲渡人〇〇〇さん、譲受人〇〇〇、事務局次長、佐藤主査、今井推進委員、遠藤推進委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。転用の目的は、住宅分譲地。付近の概要ですけれども、区画整理事業の完了地区内であり、土地の流出等の恐れはないと思われます。南側は道路で、周囲は住宅でありますので、何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第27号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○木戸賢治委員

12番木戸です。設定の案件No.1,2について質問させていただきます。 集落接続事業ということですが、新宅の場合でしたら、必ずしも集落接 続事業でなくともよいのではなかったでしょうか。

○事務局(詍高次長兼農地係長)

集落接続事業以外には、既存施設の拡張という許可相当になる場合がございますが、現在の敷地面積の2分の1以内という条件があります。本案件につきましては、隣の敷地を借りて住宅を新築するということであり、昨年農振農用地からの除外の際にも集落接続事業として説明しているということから、集落接続事業として申請が上がってきたということであります。

○木戸賢治委員

今回の場合は、隣接地でありましたが、隣接地でない場合でも許可に

なるのでしょうか。

○事務局(詍高次長兼農地係長)

必ずしも隣接していなければならないということはなく、基準によれば農地を分断するような蚕食をしなければ問題はありません。

○議長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第27号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第28号 農用地利用集積計画について」を議題 といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局(詍高次長兼農地係長、各支所担当) 〔利用権設定19件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第28号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○高野進委員

2番高野です。これまで総会では、利用権の再設定の場合は説明を

省略ということでしたが、今後も継続していただきたい。

○事務局(詍高次長兼農地係長)

今まで案件数が100件を超える場合、読み上げを省略させていただいておりました。案件数にかかわらず、再設定の読み上げを割愛し、書面での確認だけでよいのであればそのようにしたいと思いますが、どのようにいたしますか。お諮りいたします。

○議長

今回、高野進委員から出た意見について皆様の意見をお聞きしたいと 思います。意見等ございませんか。

○岩崎茂治委員

100件以下であっても省略するという高野進委員の意見に賛成いたします。

○議長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。今後につきましては、再設定の説明を省略したいと思います。

○議長

その他ご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第7回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会)午後2時26分